

農林水產商工常任委員會資料

(令和元年6月10日)

項目

- ## 1 日野川流域の渇水に伴う取水制限の開始と今後の対応について

1 ページ

企業局

日野川流域の渇水に伴う取水制限の開始と今後の対応について

令和元年 6月 10 日
河 川 課
農 地 ・ 水 保 全 課
企 業 局 工 務 課

渇水状態が続く日野川流域において、国・県・関係市町村と農業・工業・発電などの利水者間の調整等を図る「日野川流域水利用協議会」（事務局 国交省日野川河川事務所）が今年度初めて開催され、5月31日から取水制限が開始されましたので報告します。

1 「日野川流域水利用協議会」（第1回）の概要（開催日 令和元年5月30日）

《出席者》国土交通省日野川河川事務所、農林水産省中国土地改良調査管理事務所、鳥取県、同企業局、米子市、南部町、伯耆町、日吉津村、各土地改良区、王子製紙、中国電力、日野川水系漁業協同組合

（1）降水量と河川・ダムの渇水状況

日野川流域では、冬場の降雪量が少なかったことに加え、降水量も平年に比べ少なかったことから、今年1月から5月末までの降水量は平年の約80%にとどまり、5月末日現在、下流の車尾（くずも）地点の流量は、利水者へ影響が出はじめる目安の流量 $3\text{m}^3/\text{s}$ を下回る $1\text{m}^3/\text{s}$ 程度まで低下した。

このため、日野川河川事務所は、菅沢ダムの放流量を通常の $2\text{m}^3/\text{s}$ から $4\text{m}^3/\text{s}$ に倍増し対応しているが、流況は改善に至っていない状況となっている。

なお、放流を増加させたこともあり、菅沢ダムの5月29日現在の貯水率は、平年の84%に対し74%と、貯水量の低下が早まっている。

（2）取水制限の開始

今後、向こう1か月の降水量も「平年並みか少ない」予測となっており、まとまった降雨が期待できない状況から、渇水対策として取水制限を行うことについて各利水者等の同意が得られたため、5月31日前午9時から一律5%の取水制限を開始することとなった。（日野川流域での取水制限は、平成25年以来6年ぶり）

なお、取水制限開始に伴い、日野川河川事務所に渇水対策支部が設置された。

《参考》日野川における近年の取水制限（制限率は制限期間の最高値）

H17(制限率35%、38日間) H19(制限率20%、45日間) H21(制限率20%、33日間)
H25(制限率5%、34日間)

（3）各利水者への影響など

①農業用水

田植えは6月上旬で概ね終了するが、残っている地域については、浅水代かきや番水など、田植えの進捗状況に応じた地域毎の工夫を行い、協力しながら取り組んでいく。

※浅水代かき：代かき時に入水量を減らし、浅水で代をかく手法。

※番 水：地域毎、農家毎で順番を決めて水田に水を引く手法で、昔ながらの緊急時の水利慣行。

②工業用水

5～10%程度であれば支障はない。

③上水道

10%程度であれば支障はないが、30%になると非常に厳しい。

2 今後の対応方針

関係者全体で取水制限や節水に取り組み、今後渇水がさらに進み、車尾地点の流量が $1\text{m}^3/\text{s}$ を下回った場合は取水制限率を引き上げるものとし、状況に応じて協議会を開催していくこととなった。

なお、6月4日に車尾地点の流量が $1\text{m}^3/\text{s}$ を下回ったため、6月6日から取水制限率は一律10%に引き上げられた。